

令和8年度 THE シガパーク DX 推進業務委託 特記仕様書

(業務目的)

滋賀県では、びわ湖を中心とした滋賀県全体が一つの大きな公園であるかのように、全ての人の憩い・交流・体験の場となり、子どもたちが美しい自然の中で遊び、学ぶことができる場となる、水と緑と人につながるしがの公園「THE シガパーク」を実現することを目指しており、それに向けた取組の一つとして、デジタル技術を活用した利用者の利便性および快適性の向上に資する取組を行うこととしている。

本業務では、「THE シガパーク」を構成する公園のうち、湖岸緑地（南湖東岸・湖北湖東）の一部および岡山園地を対象に、アプリやWEBカメラ等のデジタル技術を取り入れることで、利用状況の詳細把握、駐車場の状況確認等の公園管理の省力化を行うとともに、利用者サービスの向上を図ることを目的とする。

(業務内容)

1 業務計画書の作成

業務の目的・趣旨・業務内容を把握し、業務計画を立案し、業務計画書を作成する。

2 既存資料収集整理

本業務に係る上位関連計画および各公園の既存資料を収集整理する。

3 DX ツールの選定および調査方法の検討

「4 公園の利用状況と駐車場状況の把握」に利用するためのDXツールの選定および調査方法（設置箇所等）の検討を行い、発注者の了承を得ること。

4 公園の利用状況と駐車場状況の把握

【調査対象駐車場】

番号	公園・駐車場名	駐車台数	想定カメラ台数	カメラ特徴	利用状況配信
1	志那1南	54台	2台	AC電源	なし
2	志那1北	22台	1台	ソーラー	あり
3	津田江1南	79台	1台	ソーラー	あり
4	南三ツ谷	84台	2台	AC電源	あり
5	田村2	69台	2台	AC電源	あり
6	岡山園地	25台	1台	AC電源	あり

※駐車場の位置図および平面図については、別添のとおり

【WEB カメラの設置および利用状況の配信】

- ・上記1から6までの湖岸緑地の駐車場を対象に、令和8年8月頃（想定）までにWEB カメラを設置すること。
- ・上記1、4、5および6のWEB カメラは、当該公園の既存の照明柱またはトイレの屋根付近に設置することを想定している。
- ・上記2および3のWEB カメラの設置に当たっては、別添のソーラーカメラ詳細図の規格で河川管理者との占用手続等に係る協議を行っていることから、原則当該規格のWEB カメラを設置すること。
- ・各駐車場の利用状況をインターネットで配信（画像または満空情報の表示等）すること。
- ・配信情報の掲載は、各公園の指定管理者のサイトを想定している。
- ・取得したデータについては、今後行われる利用者サービスの向上ための検討に利用できるよう保存すること。
- ・WEB カメラの設置および利用状況の配信にかかる費用も委託費に含むものとする。
- ・本業務の業務期間は令和9年3月までであるが、WEB カメラおよびインターネット配信については、それ以後も使用を継続する予定であるため、容易に引き継ぐことができるようにすること。

【人流データの取得】

- ・上記1から6までの湖岸緑地を対象に、公園の滞在時間や時間帯別利用者数、利用者の居住地等の利用状況を適切に把握することを目的として、人流データを取得すること。
- ・具体的な人流データの取得方法については、プロポーザルにおいて提案するものとする。

※Web カメラの設置や人流データの取得等について、当初想定されていなかった作業や台数等が変更された場合、発注者担当者と協議を行い、実施方針を協議すること。

5 公園 DX 化の事例調査

都市公園等における DX 化の先行事例の調査を行うこと。

6 公園管理の現状および課題整理

「2 既存資料収集整理」により整理した資料および対象公園の管理者（指定管理者等）へのヒアリング調査により公園管理の現状および課題を整理すること。

7 情報の収集結果を踏まえた課題の整理

「4 公園の利用状況と駐車場状況の把握」で収集した情報から、以下のとおり利用者の動向や公園の利用実態等を分析・評価し、滋賀県における公園の利用者サービスの向上を目指すためのツールや導入方法に関する課題の整理を行うこと。

- (1) WEB カメラの設置による駐車時間や時間帯別駐車台数の分析・評価
- (2) 人流データの取得による公園の滞在時間や時間帯別利用者数、利用者の居住地等の利用状況の分析・評価
- (3) WEB カメラの設置および人流データの取得により収集した情報の相関関係の分析・評価

8 THE シガパークの DX 推進に向けた基本方針の設定

上記の調査結果および課題の整理から DX 化による課題解決の可能性を検討し、THE シガパークにふさわしい DX 化に向けた基本的な考え方をまとめること。

9 打合せの実施

業務着手時、調査および整理時（3回程度）、成果品納入時その他必要と認められる場合に打合せを実施すること。

10 成果品の取りまとめ

検討結果を取りまとめた報告書を作成すること。